



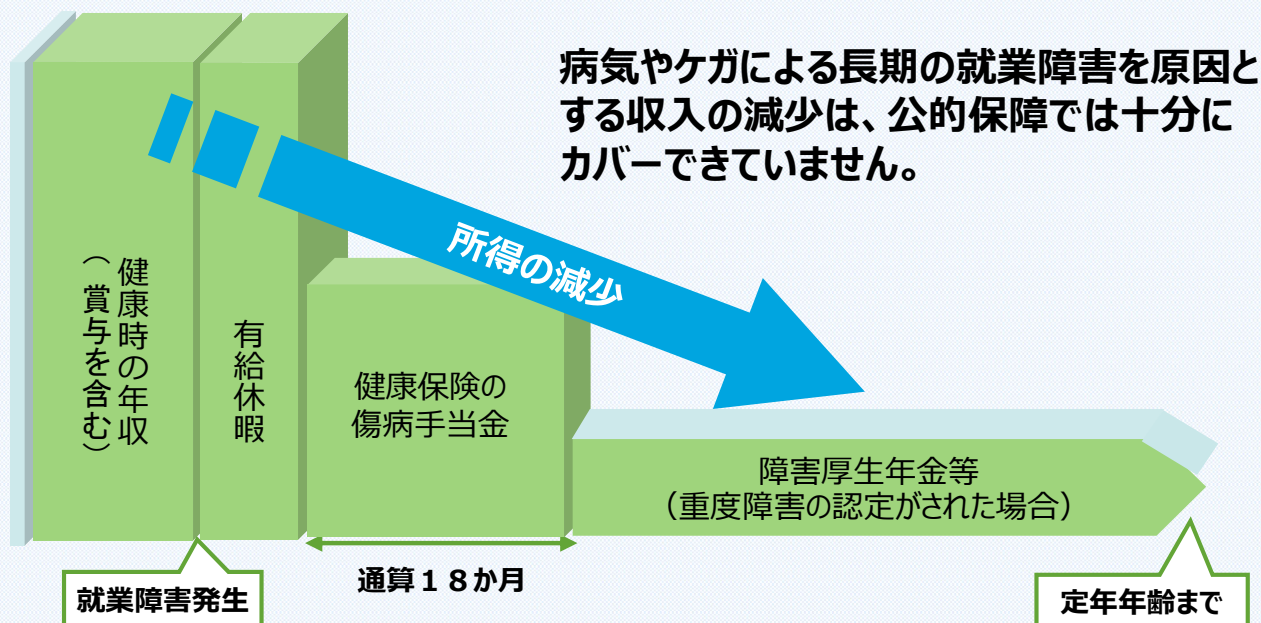
団体長期障害所得補償（GLTD） 補償の説明

1/4

長期就業障害時の所得の減少に備えて「GLTD」があると安心です。



病気やケガで長期間働けなくなったとき
今の収入はどうなるんだろう？



だから

長期就業障害（所得の減少）を補償する「団体長期障害所得補償（GLTD）」だと安心です。

こんな時は
おまかせください！

病気やケガで長期にわたり働けなくなったら・・・？
家計は？ ローンは？ 教育費は？
万一の場合の長期就業障害（所得の減少）に備えます！



病気で長期療養



ケガで長期療養



交通事故の後遺障害で
長期の就業障害に



自宅療養中でも



復職後の所得の減少にも



団体長期障害所得補償（GLTD） 補償の説明

2/4

補償ケース

病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間*1（365日）を超えた場合に、最長6年間保険金をお支払いします。

*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

【認知症・メンタル疾患補償特約】

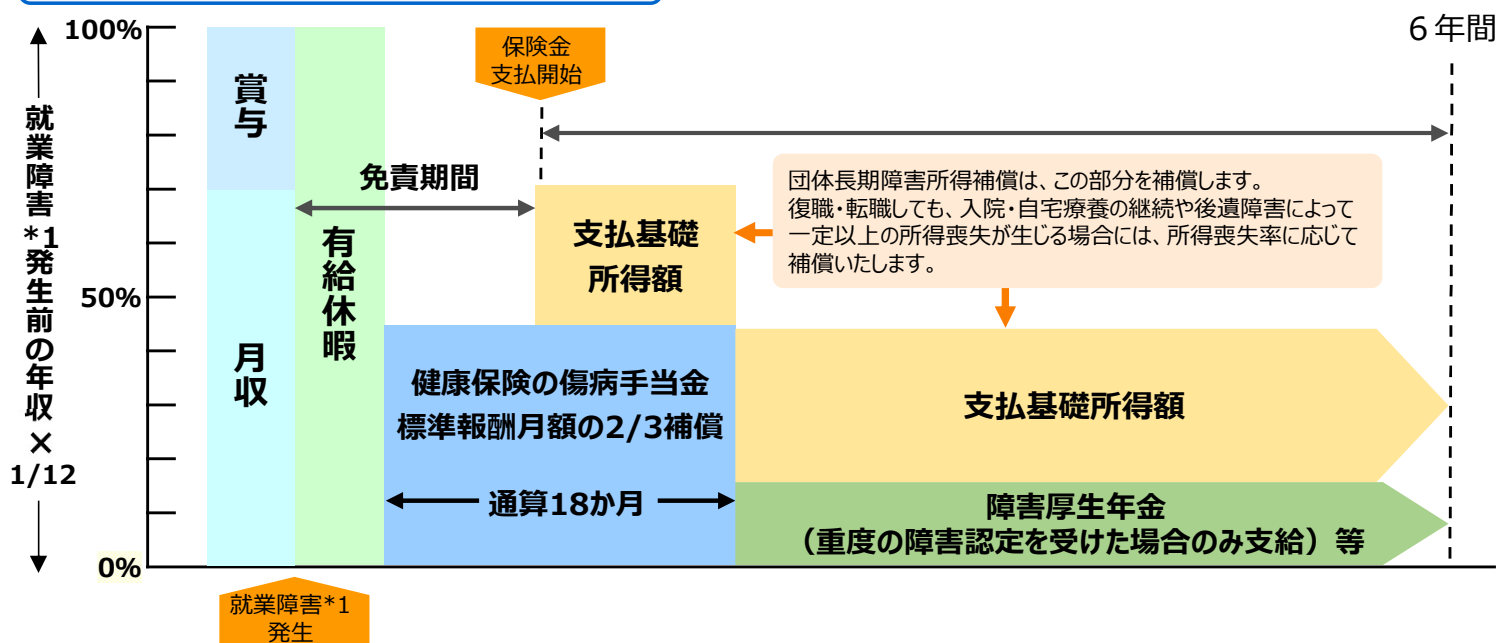
メンタルヘルス不調等の精神障害の場合に保険金をお支払いします。*1

*1 ただし、アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。
また、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は2年となります。

【天災危険補償特約】

地震もしくは噴火またはこれらによる津波により病気やケガをした場合に保険金をお支払いします。

補償のイメージ



※本図は補償のイメージをわかりやすく説明するために簡略化したものです。なお、ご契約内容によっては、健康保険の傷病手当金とGLTDのお支払要件が異なることがあります。

※支払基礎所得額（月額）が平均月間所得額の範囲内となるように、加入口数を設定してください。

※就業障害発生前の年収は、賞与を含みます。

*1 就業障害の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。

！ GLTDにご加入の場合は、所得補償にもご加入いただく必要があります。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。



団体長期障害所得補償（GLTD） 補償の概要等

3/4

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、タイプ選択画面にてご確認ください。

保険期間：1年

※補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。）。



団体長期障害所得補償（GLTD*1）定額型

病気やケガによって所定の就業障害になった場合に保険の対象となる方が被る損失に対して長期間にわたり保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後は、いかなる場合でも「就業障害」とはいいません。

*1 GLTDは団体長期障害所得補償（Group Long Term Disability）の略称です。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償基本特約	病気やケガによって保険期間中に就業障害となり、その期間が継続して免責期間*1を超えた場合 ▶就業障害期間*2 1か月につき、以下の方法により計算した額をお支払いします。 支払保険金 = 支払基礎所得額*3 × 所得喪失率*4 × 約定給付率（100%） 物価調整を行う場合、計算した額に、物価上昇率をもとに算出した係数*5を乗じた額をお支払いします。 ただし、支払基礎所得額*3が保険の対象となる方の平均月間所得額*6を超える場合には、平均月間所得額*6を支払基礎所得額*3としてお支払いする保険金の額を算出します。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※東京海上日動は保険の対象となる方が就業障害の状態になった場合には、ご契約者または保険の対象となる方と、保険の対象となる方の業務復帰援助のために協議することがあります。東京海上日動はその協議の結果として社会通念上保険の対象となる方の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払いします。 *1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。 *2 「てん補期間*7内の就業障害の日数」をいいます（お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。）。 *3 保険金の算出の基礎となる申込書等記載の額をいいます。 *4 病気やケガにより全く就業できない場合は100%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。 所得喪失率 = $1 - \frac{\text{免責期間*1が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額*8}}{\text{免責期間*1が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得*9の額}}$ ただし、所得*9の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があった場合は、公正な調整を行うことがあります。 *5 就業障害開始後1年を経過する毎に、物価上昇率を基に東京海上日動所定の方法で算出した係数とします。ただし、物価上昇率が1を下回る場合にはこれを1として計算し、1.06を上回る場合は1.06として計算します。 *6 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における保険の対象となる方の所得*9の平均月額をいいます。 *7 同一の病気やケガによる就業障害*10に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間（免責期間*1終了日の翌日からの期間）のことをいいます。 *8 免責期間*1開始以降に業務に復帰して得た所得*9の額をいい、免責期間*1の終了した月から1か月単位で計算します。 *9 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。 *10 就業障害が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業障害*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業障害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業障害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業障害 ・妊娠または出産による就業障害 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業障害（「認知症・メンタル疾患補償特約（精神障害補償特約（D）」）をセットされる場合は、所定の精神障害については精神障害てん補期間*2を限度にお支払対象となります。） ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業障害 ・発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害*3*4 等 *1 「天災危険補償特約」をセットされる場合は、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業障害に対しても保険金をお支払いします。 *2 「団体長期障害所得補償基本特約」のてん補期間にかかわらず、精神障害てん補期間が限度となります。 *3 初年度契約の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業障害については、保険金のお支払対象となります。 *4 就業障害の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。

上記は団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、お問い合わせ先までご連絡ください。



団体長期障害所得補償（GLTD） 補償の概要等

4/4

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、タイプ選択画面にてご確認ください。

※補償の概要等をご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。）。

※「就業障害」とは、以下の状態をいいます（就業障害の定義：定義A）。

保険期間：1年

免責期間*1中	てん補期間*1開始後
病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、保険の対象となる方が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない状態。 ①その病気やケガのために、入院していること。 ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること。 ③その病気やケガによる後遺障害が残っていること。	病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか*2、または一部従事することができず、かつ所得喪失率*3が20%超である状態。 ①その病気やケガのために、入院していること。 ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること。 ③その病気やケガによる後遺障害が残っていること。
*1 免責期間については上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「*1」をご確認ください。	*1 てん補期間については上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「*7」をご確認ください。 *2 全く従事できない場合であっても、所得喪失率が20%を超えないときは、就業障害に該当しません。 *3 所得喪失率については上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「*4」をご確認ください。

上記は団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、お問い合わせ先までご連絡ください。